

個人住民税（道府県民税・市町村民税）の寄附金税額控除の例

【例1】広島県東広島市にお住まいの方が、本学へ50,000円寄附された場合

県民税と市民税の両方が税額控除の対象となります。

税額控除額 = $(50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 4,800 \text{円}$ （県民税：1,920円、市民税：2,880円）

【例2】広島県広島市にお住まいの方が、本学へ100万円寄附された場合

県民税と市民税の両方が税額控除の対象となります。

税額控除額 = $(100 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 99,800 \text{円}$ （県民税：39,920円、市民税：59,880円）

【例3】広島県A市にお住まいの方が、本学へ100万円寄附された場合

県民税のみ税額控除の対象となります。

税額控除額 = $(100 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 4\% = 39,920 \text{円}$ （県民税：39,920円）